

コンプライアンス研修 (選手・指導者向け)

令和●●年●●月●●日

(注) 本資料は、研修を実施するにあたって実際に作成された資料をもとにした一事例であり、実際に研修を実施するにあたっては、各NFの課題や実情に応じた内容に沿った研修資料を作成する必要があることに留意されたい。

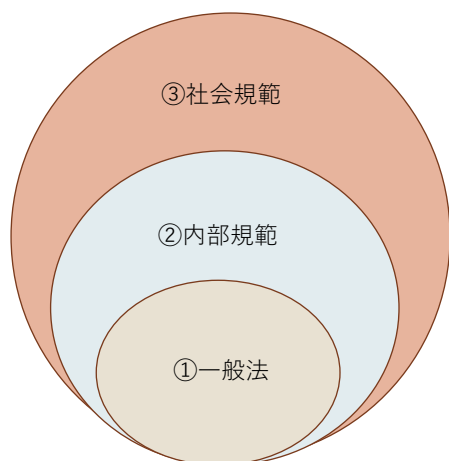
1

スポーツをすることの意味・スポーツの役割

- スポーツをなぜするのか
 - 楽しいから、好きだから、達成感
 - 家族のため、周りの人のため
 - スポンサーのため・・・etc.
- スポーツの世の中における役割
 - 夢・希望・目標
 - 世の中を盛り上げる、「すごい!」と人に思わせる
 - 興奮や楽しさの提供・・・etc.

2

コンプライアンスとは？



①法令遵守（法令：憲法、民法、刑法などの法律、法令、政令）だけ??



①法令遵守のみならず、
②競技団体の定める内部規範の遵守
③社会規範の遵守
という3段階のフェーズからなるガバナンスの基本原理の1つ

※1 内部規範：JOCやJPC、JSPO、各NF、地方競技団体が定めた規程、規則、規範

※2 社会規範：社会生活上の道德、慣習、慣例

3

なぜコンプライアンスが求められるのか？

• スポーツを取り巻く環境

- ▶ 多様なステークホルダー（利害関係者）の存在
選手、指導者、ファン、スポンサー
メディア、国・自治体etc.
- ▶ 公的支援（補助金）
- ▶ オリンピック・パラリンピック等のメガスポーツイベント

- 多様なステークホルダーから注目される存在へ
- コンプライアンス違反により、競技団体全体に大きな影響

• スポーツの価値の重要性

- ▶ スポーツを「する」「みる」「支える」ことを通じてスポーツの価値を享受することは、すべての人々にとっての権利＝スポーツ権
- ▶ 競技団体は、スポーツを「する」「みる」「支える」多くの人々にスポーツの価値を提供する存在

コンプライアンス違反により、スポーツの価値そのものを棄損するおそれ

4

コンプライアンス強化の目的

- ① スポーツの現代的価値
～インテグリティ（高潔性）の実現
※スポーツの現代的価値とは・・・
「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」
「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」
「スポーツに関わるものの平等、公平や公正」
- ② スポーツ団体の自律
スポーツ団体は、自ら「社会規範」として何が求められているのか探求し、それを「内部規範」として定め、遵守を徹底する、という極めて「自律」的な活動を行う必要がある。
- ③ スポーツの普及、振興、競技力の向上
コンプライアンスの強化を懈怠し、不祥事が発生したスポーツに関しては、その普及、振興、競技力の向上が停滞することが明らか

参照：平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」
28頁～30頁

5

スポーツの指導における暴力～きっかけとなる出来事①

- 平成24年12月 大阪市立桜宮高校バスケットボール部顧問教諭の体罰による自殺事件

大阪市立桜宮高校のバスケットボール部顧問であった保健体育の教諭が同部のキャプテンを務めていた男子生徒（高校2年生）に対し、顔面等を多数回殴打する等の有形力の行使による暴行と、これらの暴行に付随し又は前後して威迫的な言動
⇒同生徒は自宅にて自殺
⇒元教諭に対しては暴行・傷害罪の成立を認め、懲役1年執行猶予3年の有罪判決を言い渡した（大阪地方裁判所平成25年9月26日）

6

スポーツの指導における暴力～きっかけとなる出来事②

➤ 平成25年1月 全日本柔道連盟女子代表監督による暴力問題

全日本柔道連盟女子監督（当時）が、平成20年～平成22年にかけて、柔道ナショナルチーム所属の選手に対し、暴力的指導（殴打、「死ね」等の暴言）を行った。

⇒その後、平成24年11月に女子ナショナルチームの選手15名がJOC女性スポーツ専門部会に対し、「全日本柔道連盟女子ナショナルチーム、コーチにおける暴力行為を含むパワーハラスメントについて」と題する書面を提出

⇒平成25年1月30日に上記JOCへの提訴が報道機関により一斉に報道され、同監督は辞任

7

スポーツの指導における暴力

➤ 教員が行う暴力

- 試合で負けたこと・練習で失敗したこと・指導者の要求に応えられないことを理由とした指導上の暴力



学校教育法11条の「教育上必要な場面に」あたらず、そもそも「懲戒」か「体罰」かの議論にすら入らない。単なる「暴力」にすぎない。

➤ 教員でないスポーツ指導者が行う暴力

- そもそも懲戒権が与えられておらず、選手に対する有形力の行使を「体罰」と評価する余地すらない。単なる「暴力」にすぎない。

8

指導者の暴力のパターン

確信犯型	指導方法 わからず型	感情爆発型	ストレス解消型
暴力をふるうことを誤りだとは思わず、有益で必要だと信じている。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、暴力に頼る以外の指導方法を知らない。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、感情のコントロールを失って暴力を失う。	自分のうっぷん晴らしやストレス解消のため、暴力をふるい、暴力をふるうことを楽しむ。

※望月浩一郎「スポーツでの暴力をなくすための競技団体の課題」（菅原哲朗・望月浩一郎編集代表「スポーツにおける真の勝利 暴力に頼らない指導」エイデル研究所 2013）

9

スポーツの指導におけるハラスメント ～パワハラとは～

Q. これってパワハラ？

1. 高熱を出して動けないため練習を休むと言ってきた選手に対し、「俺の時代には熱で休むやつはいなかった」「熱で休むような選手は試合で使えない」と言って、練習に来るように伝えた。
2. 指導者が決めた練習内容に関し意見を述べた選手を、反抗的な態度であるとして試合のレギュラーから外した。
3. チームのエースである選手が練習中緩慢なプレイを続けたため、当該選手の成長を促すとともに、他の選手にも気合いを入れる目的で、選手全員の面前で当該選手に対し、「てめえ、なにチンタラ練習してるんだ！」「お前みたいなバカはこのチームにいらねえよ。邪魔だ。」「明日から練習くるな！」と強い口調で叱責した。

10

スポーツの指導におけるハラスメント ～パワハラとは～

- ▶スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン
不祥事対応事例集（2018.3 スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会）

「パワーハラスメントは、同じ組織（スポーツ団体、チーム等で競技活動をする者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は、その競技環境を悪化させる行為をいいます。」

11

スポーツの指導におけるハラスメント ～パワハラとは～

- ▶スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン
不祥事対応事例集（2018.3 スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会）

- 具体的な行為類型

- ① 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- ③ 人間関係からの切り離し
- ④ 過大な要求（競技上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、競技の妨害）
- ⑤ 過小な要求（競技上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い練習を命じることや練習をさせないこと）
- ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

12

スポーツの指導におけるハラスメント ～セクシュアル・ハラスメントの類型

① 対価型セクシュアルハラスメント

…職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けること

例：指導者が選手に対し性的な関係を要求したが、拒否されたため、その選手を試合に出場させないというケース

② 環境型セクシュアルハラスメント

…職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものになったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること

例：指導者が選手の腰、胸などにたびたび触ったため、選手が苦痛に感じてその競技意欲が低下したというケース

13

スポーツの指導におけるハラスメント スポーツの特殊性～指導者とプレイヤーの関係

上下関係、優劣関係を生む要因の多様性

- 指導関係
- 選手選考権限
- サポート関係
- 代替性のなさ

14

14

スポーツの指導におけるハラスメント ハラスメントの要因分析～

▶ 指導者と競技者との関係

指導者⇒競技者 優越的な関係にある
(例：レギュラー選考の権限、他チームへ移籍困難)

※場合によっては暴力行為により支配的な関係も



競技者が指導者の言いなりとなるor言いなりになると勘違いする



ハラスメント行為の発生

※周囲も指導者の優越的地位からこれを黙認

15

事例研究（1）

【設問】

男子選手のFは、所属企業の先輩のAから、「勝負勘と集中力を鍛えるためにポーカーをするのがいい。興味があるなら教えてやる」と言われ、Bがいつも通っている店に連れて行ってもらいました。Aはその店で何回か勝負をしました。他の客の中にはお金を賭けている人もいましたが、AもBもお金を賭けませんでした。

Aの行為に問題がありますか。

参照：平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」
149頁～151頁

16

違法賭博の問題点

- 反社会的勢力とのつながり
闇カジノの運営者=反社会的勢力とつながりのある者の可能性大
- 八百長行為との関連
賭博の対象がスポーツであった場合、八百長との関連が疑われる



スポーツ団体の根幹を揺るがす事態となりかねない
⇒ひいてはスポーツそのものの価値を棄損

17

事例研究（2）

【設問】

男子選手のCは、強化指定選手のDから、「Testosterol250」と「ANAVITE」という2つのサプリメントを勧められました。Dからは、「今まで3年間毎日服用しているが、一度もドーピング検査で引っかかったことはないから絶対安心だ。」と言われました。

Cはどうするべきでしょうか。

参照：平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」
143頁～144頁

18

ドーピング防止規則違反に関する規律手続

日本ドーピング防止規程(JADC)2.1.1条

「禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在が**検出された場合には、競技者はその責任を負う**。ゆえに、本第 2.1 項に基づくドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことがあったことが示される必要はない。」

「厳格責任(Strict Liability)」

19

ドーピング防止規則違反に関する規律手続

ドーピング防止規則違反が認定されると、

個人の成績の自動的失効(JADC9条)



個人に対する制裁措置
 (一度目の違反の場合)
 原則として資格停止期間 2年(JADC10.2条)

20

事例研究（3）

【設問】

E選手（25歳）は、既にSNS（ツイッター、Facebook、インスタグラムetc.）を使用していますが、後輩のF選手（18歳）から、自分も始めてみたいけどどのような点に注意したらよいかと相談を受けました。どのような注意点があるでしょうか。

参照：平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」
157頁～159頁

21

SNSの活用の注意点

- NGな例
 - ① 弱者を叩く
 - ② 上から目線
 - ③ 議論（正論）
 - ④ その他（ハレンチ系）
 - * 犯罪です
- 賢い利用法
 - 共感、感謝
 - 近況報告は事実のみ。意見は世の中いろんな意見があることを前提に。

22

22